

令和元年9月4日

稲村浩宜様
有限会社シーサイドハウジング様

ダイヤランド区長 吉原 義文



函南町平井字南谷下 1740-204 他での営農型太陽光発電事業について(通知)

有限会社シーサイドハウジング様及び稲村浩宜様（以下、「事業者様」という。）から同意（承諾）依頼のありました下記1の所在での営農型太陽光発電事業（以下、「当該事業」という。）について、下記2の通り、通知申し上げます。

なお、事業者様に当該通知を行う旨、函南町にも説明済みであることを申し添えます。

下記1：対象事業の所在 田方郡函南町平井字南谷下 1740-204
田方郡函南町平井字南谷下 1740-205
田方郡函南町平井字南谷下 1740-206
田方郡函南町平井字南谷下 1740-207
田方郡函南町平井字南谷下 1740-208
田方郡函南町平井字南谷下 1740-209
田方郡函南町平井字南谷下 1740-210
田方郡函南町平井字南谷下 1740-187
田方郡函南町平井字南谷下 1740-610

下記2：通知事項

- 平成29年9月14日付けのダイヤランド区長による同意（承諾）は、下記1の所在地土中に不法投棄された産業廃棄物が存するとの情報を得る以前に行われたことから、その同意（承諾）を撤回する旨を函南町及び函南町農業委員会に通知致しています。
- 函南町長に対し、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）附則2に基づき条例第9条第1項の届出を求めた上で、当該事業区域に産業は器物が不法投棄されていることを前提に再審査すること。」を要請しています。
- 不法投棄されている産業廃棄物について、次の事項の確実な実施を要請します。
 - ①環境省指定の専門機関の指導の下、静岡県及び函南町の行政指導に従って適切な調査計画を立案し、ダイヤランド区の承認を受けること。
 - ②ダイヤランド区の承認を受けた調査を適正に実施し、その調査結果をダイヤランド区及び行政に開示すること。
 - ③環境省指定の専門機関の指導の下、静岡県及び函南町の行政指導に従って適切な対策案を立案し、ダイヤランド区の承認を受ける。

以上